

未来

人権教育啓発シリーズ NO.7



今年度7回の「未来」を発行し、様々な人権課題に視点を当てて考えてきました。これからも日頃から相手を尊重する言動を心がけ、互いを大切にする意識をもって、生活していきたいと思えます。御愛読ありがとうございました。

人権尊重の精神は、人格が形成される早い時期に「感性」として芽生えます。小・中学校では、その感性を人権感覚や人権意識へと高め、育てていきます。

一方、家庭には、豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむという極めて重要な役割があります。家庭は、子どものいこいの場であるとともに、学習の場でもあるのです。

子どもたちは、いつの間にか身近な大人の言動を学んでいます。子どもたちに人権感覚や確かな人権意識を身につけさせるためには、子どもに大きな影響を与える周囲の大人が自らの言動を通して、相手の人権を尊重する姿を示していくことが大切です。

「一人の人間」としての権利をもつ子ども



「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、世界中のすべての子どもたちがもっている「権利」について定めた条約です。ユニセフは、以下の4つの権利をあげています。

(日本ユニセフ協会ホームページより)

生きる権利	育つ権利	守られる権利	参加する権利
すべての子どもの命が守られること	もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること	暴力や搾取、有害な労働などから守られること	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

人権とは、**だれもが生まれながらにもっている幸せに生きる権利**です。

大人にも子どもにも、人権が備わっており、だれもが尊重され、自由に活動したり、幸福で平和な生活を営んだりする権利をもっています。

子どもは発達し、成長する過程にあります。一人の人間として尊重するとともに、温かく見守り、保護することも大切です。また、子ども自身に、

人は誰も生まれながらに「人権」をもち、「かけがえのない存在」であることや、もし、自分の人権が侵害された時には、周囲に助けを求めよう伝えていきましょう。

